

## さらに便利で使いやすく！ご利用ください e-Tax

- ① 国税庁ホームページから電子申告  
自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。
- ② 最高5,000円の税額控除  
平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。（平成19年及び20年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません）
- ③ 添付書類を提出省略  
所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。（確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります）
- ④ 還付金がスピーディー  
e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。（3週間程度に短縮）

問い合わせ先

栃木税務署 ☎ 0282-22-1716

### - 下野市の申告相談について -

下野市においても、所得税及び住民税の申告相談を行います。

- 対象者 平成22年1月1日現在、下野市にお住まいの方
- 期間 2月16日(火)～3月15日(月)〔土・日は除く〕
- 会場  
・南河内地区会場（市役所南河内庁舎北側別館会議室）  
・石橋地区会場（市役所石橋庁舎3階会議室）  
・国分寺地区会場（市役所国分寺庁舎隣 国分寺公民館IT研修室）

詳しい日程、地区割り等については、広報2月号でお知らせします。なお、青色申告をされる方、株式譲渡所得や一般譲渡所得がある方及び贈与税等の申告をされる方は栃木税務署(栃木商工会議所大ホール)で申告してください。

### - 住民税の申告について -

- ◆ 個人の住民税は、市が税額を計算し、これを納税者に通知して納税していただく仕組みになっています。  
適正な課税を行うためには、ご本人が収入などについて正しく申告していただく必要があります。
- ◆ 住民税の計算をするための申告には、「所得税の確定申告」と「住民税の申告」があります。所得税の確定申告を行えば住民税の申告をする必要はありませんが、**所得税の確定申告をする必要がない方も原則として住民税の申告は必要となります。**
- ◆ 申告を忘れてしまいますと、適正な課税ができません。国民健康保険税等の軽減措置が受けられなかったり、児童手当等の申請や公営住宅の入居手続きができないなど、支障をきたすことがあります。**所得の多寡に関わらず必ず期限内に申告してください。**
- ◆ **公的年金収入のある方ご注意ください!!**  
前年中の所得が公的年金のみである方は、年金支払者から市へ提出される「年金支払報告書」に社会保険料控除や生命保険、損害保険料控除等の所得控除が算入されていないため、税額が高くなる場合があります。このような所得控除がある方は申告をしてください。  
また、社会保険庁から扶養親族等申告書の送付がなく、届出をしていない方(年金受給額が65歳未満で108万円未満、65歳以上で158万円未満の方)についても、市に扶養等の情報がないため、もし、配偶者控除や扶養控除を受けられる方は申告をしてください。

問い合わせ先

税務課 市民税グループ ☎ 40-5554